

医療情報取得加算に関する掲示

当院では、オンライン請求を行い、オンライン資格確認を導入し診療情報等（受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報）を取得・活用することにより質の高い医療の提供に努めております。

上記の体制により、国が定めた診療報酬算定要件に従い、令和6年12月より以下の通り「医療情報取得加算」を算定致します。

初診時	1ヶ月に1回	1点	※マイナ保険証の有無にかかわらず
再診時	3ヶ月に1回	1点	

マイナ保険証のご利用・ご協力をお願い致します。

公費（障がい者・難病・母子・自立支援など）医療証をお持ちの方は受付にご提示ください。

令和6年12月1日

特定医療法人社団相和会 中村病院